

改 正 案

現 行

（住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減）

（住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項において同じ。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項及び第七十四条において同じ。）に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条において同じ。）に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

（特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第七十三条の二 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間（次項において「特定期間」という。）に同法第十条第一号に規定する認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するもの（以下この条において「特定認定長期優良住宅」という。）の新築をし、又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるもの限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 | 個人が、特定期間内に建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の取得後一年以内に登記を受けるもの限り、前条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。